

平成22年1月27日

視覚障害のある人が銀行を利用する際の配慮に係る検討会（第1回）資料

京葉銀行

1. 店舗のバリアフリー化の現状について

当行では、県内に115店舗、東京に1店舗の営業店舗がありますが、営業店のバリアフリー化については、前向けに取り組んでおり、昨年12月末で116店舗中、79店舗のバリアフリー化対応が終了しております。

なお、未対応の37店舗についても、順次対応していく予定であります。

2. 視覚障害者に対する代筆の取り扱いについて

当行では、平成20年2月より視覚障害者との取引における代筆の事務取扱規定を制定し、視覚障害者の方々に対する配慮を行っております。

事務取扱規定を制定するにあたり、銀行の立場としての法的な問題等を考慮し、以下の内容となっております。

預金取引等については、出来る限りの便宜を図っておりますが、こと融資取引については債権保全の観点から個別案件の問題としてルール化することは困難であり、その都度検討して個別に対応する考えでございます。

なお、事務取扱規定の概要としては、お取引の際は出来る限りご親族や近親者の方々に代筆して頂くことを原則としております。

万一、お一人で銀行に来店し、原則の取扱いが出来なく、真にやむを得ないと判断した場合には、行員の代筆による取引を認めますが、必ず数名の行員で面談させて頂き、伝票に面談記録等を補記する取扱いとしております。

代筆を可能としている取引は、ご預金の新規口座開設申込書、キャッシュカード発行依頼書、入金伝票、払戻請求書、解約伝票、振込依頼書、諸届（紛失・変更届等）、諸自動振替契約書等の融資を除く取引全般を対象としております。

3. 視覚障害者向けATMの設置状況について

視覚障害者向けATM（ハンドセット対応）については、現在161台導入済みであり、全店に最低1台は設置しており、店舗については2台以上設置している店舗もあります。

なお、ハンドセットATMで可能な取引については、普通預金および貯蓄預金の入出金取引、通帳記帳取引、残高照会取引となっております。

以上